

病院情報システムネットワーク工事に係る一般競争入札公告

◎一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和4年4月13日

山梨県立あけぼの医療福祉センター
所 長 畠山 和男

一 一般競争入札に付する事項

- 1 工事の内容 病院情報システムネットワーク工事
- 2 内容 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 契約期間 契約締結日の翌日から令和4年7月31日まで

二 事務を担当する所属

山梨県立あけぼの医療福祉センター総務課
郵便番号 407-0046
所在地 山梨県韮崎市旭町上條南割3251-1
電話番号 0551-22-6111

三 一般競争入札の参加資格

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づき山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- 2 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に山梨県建設工事等入札参加資格に係る再認定取扱要領（平成19年6月20日施行）により入札参加資格の再認定を受けたものであること。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であって、その役員が暴力団員でないこと。
- 4 公告の日の6月前の日以降に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。
- 5 公告の日の2年前の日以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。
- 6 山梨県における建設工事の競争入札参加資格（電気通信）の認定を受けている者で、直近の総合数値が800点以上の者であること。

- 7 公告の日以降に山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成26年12月1日施行。）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- 8 公告の日1月前以降に山梨県発注工事において5.5点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。
- 9 病院若しくは県施設における同種工事（庁舎内のUTPケーブル配線等（ネットワーク機器設置や設定を含む））の施工実績を有する者であること。
- 10 山梨県内に本・支店を有する者であること。

四 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
山梨県立あけぼの医療福祉センター総務課
郵便番号 407-0046
所在地 山梨県韮崎市旭町上條南割3251-1
電話番号 0551-22-6111

- 2 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和4年4月20日までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで四の1の交付場所において交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に四の1の場所に電話連絡すること。

- 3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日の翌日から令和4年4月20日までに四の1の場所に持参すること。
ただし、上記期間の県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

- 4 入札及び開札の日時及び場所

令和4年4月27日午前10時
山梨県立あけぼの医療福祉センター会議室（1階）

- 5 郵便による入札書の受領期限及び場所

令和4年4月26日午後5時までに四の1の場所に必着すること。

- 6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

五 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金

規則第108条の2第2号の規定により、これを免除する。

ただし、落札者が指定した期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、規則第120条の規定により、違約金を徴収するものとする。

3 契約保証金

規則第109条の規定により、契約金額の100分の10以上の額を、契約締結の際に納付すること。

ただし、規則第109条の2各号に該当する場合、これを免状するものとする。

4 契約書作成の要否

要

5 違約金の有無

有

6 最低制限価格の有無

無

7 前金払の有無

無

8 その他

詳細は、入札説明書による。

別記「参考規定」

山梨県財務規則 抜粋

(契約保証金の納付の免除)

第百九条の二 契約担当者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- 一 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を結んだとき。
- 二 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第百条の三第二号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- 三 令第百六十七条の五及び第百六十七条の十一に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去二箇年間に国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 四 令第百六十九条の七第二項の規定により、延納を認めた場合において、確実な担保を徴したとき。
- 五 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- 六 契約金額が五十万円未満であり、かつ、契約人が契約を確実に履行するものと認められるとき。
- 七 指名競争入札、せり売り又は随意契約の方法により契約を締結する場合において、契約担当者が必要がないと認めたとき。